

個人様向け 間伐補助金の申請について



組合員様個人で間伐をされる時には補助金を申請できる場合があります(久万高原町美しい森林づくり基盤整備事業)。当組合が組合員様に代わって補助金の申請を行っています。間伐をされる前に必ず手続きが必要となりますので、ご希望の方は以下の手順でお申し込みお願いいたします。

1. 補助申請申し込み

補助の申し込みには事前の申請が必要です。

申請に必要なもの

★山の地番がわかるもの

※山の地番がわからない場合は、当組合のシステムでお調べいたします。

★印鑑

★補助金を振り込む口座番号と口座名義人がわかるもの

▲補助申請申込書

◎補助の対象と条件は以下のようになります。

- ・林齢が60年生以下の森林が対象となります。
- ・0.05ha以上の面積が必要です。

(1筆で0.05haなくとも、同じ所有者名義の山林を近隣で合算して0.05ha以上あれば申請できます。)

- ・申請者ご本人名義の山林だけでなく、ご親族や第三者名義の山林も委任状があれば申請可能です。

事業内容	条件
① 植栽Ⅰ	1haあたり1,000本以上2,000本未満を植えること(スギ・ヒノキ・クヌギ・ケヤキ・サクラ・モミジなど)
② 植栽Ⅱ	1haあたり2,000本以上を植えること(同上)
③ 下刈り	上記①②の植栽の補助金を受けた山林での下刈りであること
④ 切捨間伐	本数で3割程度の間伐をすること
⑤ 搬出間伐	本数で3割程度の間伐をすること・伐った木のおおむね8割を搬出すること
⑥ 森林作業道開設	新規開設で幅2.0m以上であること ※作業道だけの申請は出来ません。上記①②⑤のいずれかと併せて申請してください。